

## インフルエンザにおける出席停止期間 (幼稚園・認定こども園・保育所等)

出席停止期間⇒発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。

※発症した次の日を1日目として5日間は出席停止となる。

発症後3日目以降に解熱した場合には、解熱後3日を経過するまで出席停止となるため、5日を越えての出席停止となる。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症した後5日登園不可									
発熱	解熱	×	×	×	×	○	○	○	○
発熱		解熱	×	×	×	○	○	○	○
発熱				解熱	×	×	×	○	○
発熱					解熱	×	×	×	○
発熱						解熱	×	×	×

- ☆1日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。
- ☆治癒証明書の提出は必要ありません。